

令和 2 年度 北海道支部事業計画 (具体的施策)

令和2年度 北海道支部基本方針

I.北海道支部経営方針

加入者の利益実現のため、ナンバーワン保険者として、誇りと責任を持って行動する

II.北海道支部事業運営方針

- 1) 業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、変化に対応した業務処理体制の定着化を図り、生産性の向上を図る
- 2) 第4期保険者機能強化アクションプランの最終年度であることを意識し、保健事業を着実に実施するとともに、各目標の達成に向けてチャレンジしていく
- 3) 常に、「脚下照顧、現状否認」を心がけ、自己改革に努める
- 4) 適材適所の人員配置を実施し、「自ら考え・行動する」人材を育成する

令和2年度 北海道支部企画総務部・業務部基本方針

－ 企画総務部基本方針 －

第4期保険者機能強化アクションプランの最終年度であることを意識し、各事業の総仕上げの年度となるようPDCAサイクルを着実に回し、重要業績指標（KPI）を達成する。

また、第5期保険者機能強化アクションプランを見据えた戦略的対応を図るため、人材育成の取組等を通じて、組織基盤の底上げを行う。

－ 業務部基本方針 －

基盤的業務である適用・徴収業務、給付業務、債権業務等を確実にかつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、重要業績指標（KPI）を達成する。

また、業務の標準化・効率化・簡素化と併せ、職員の能力向上を図り、業務量に応じた処理体制を定着させることにより生産性の向上を実現する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

I 基盤的保険者機能関係

1. サービス水準の向上

【数値目標（KPI）】

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする（平成30年度実績：100%）
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を88.8%以上とする（平成30年度実績：82.6%）

（1）加入者サービス向上のための取組の推進（業務第一グループ、業務第二グループ）

- ①申請書受付、審査確認、書類返戻等の進捗状況の適切な管理を徹底する。
- ②ターンアラウンド方式（出産育児一時金、高額療養費の未申請者に対するお知らせ）による申請勧奨を確実に実施する。

【お客様満足度の向上】

- ①前年度のお客様満足度調査結果を踏まえ、日頃の電話・窓口対応を振り返らせ、お客様満足度の向上を図る。
- ②お客様満足度向上委員会を定期的を開催し、お客様満足度向上のための取組を実施する。
- ③お客様満足度向上月間を設定し、電話・窓口対応の検証及び改善策を実施するほか、外部講師による電話・窓口対応向上に関する研修を実施し、接遇品質の向上を図る。

【新規適用事業所等に対する健康保険制度の周知】

健康保険制度周知用パンフレットを作成し、年金事務所に対し新規適用事業所等への配付を依頼する。

【事務担当者に対する健康保険給付制度の周知】

北海道社会保険協会主催の社会保険事務講習会等の各種説明会において、健康保険制度の周知を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（2）申請書郵送化率の向上と窓口サービスの展開（業務第二グループ）

- ①各種広報媒体を活用し、郵送による提出の周知を図る。
- ②医療機関に対し、限度額適用認定証郵送セットの設置及び患者への利用案内を依頼する。
- ③任意継続取得申請者の多い事業所に対し、郵送セットの利用について周知を図る。
- ④窓口対応時において、郵送による提出の周知を更に徹底する。
- ⑤各種研修会等を通じて周知を図る。
- ⑥窓口来訪者への利用目的調査を実施し、調査結果を踏まえた対策を講じる。
- ⑦受付件数や窓口相談件数が少ない年金事務所の出張相談窓口について、効率性及び郵送化率を考慮し、出張相談窓口の見直しを継続的に検討する。

（3）業務改善意識の組織風土醸成（業務第二グループ）

【業務改善委員会の開催による業務改革推進強化】

- ①業務改善提案を広く募集すべく、職員の意識醸成等を図る。
- ②改善策について業務改善委員会にて協議し、担当グループへ提言する。
- ③他支部からの異動者に対するアンケートを実施し、北海道支部との相違点並びに好事例を取り入れる事により業務の改善を図る。

2. 業務の標準化・効率化・簡素化の取組

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底（業務第一グループ、業務第二グループ、レセプトグループ）

- ①審査・点検事務手順書に基づく事務処理を確実にを行い、業務の更なる標準化を徹底する。
- ②定期的に審査・点検事務手順書どおりの事務処理状況を検証する。
- ③マニュアル・手順書に示されていない事務処理についても標準化を進める。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（2）審査、確認の役割を明確にした効率的かつ柔軟な業務処理体制の定着化（業務第一グループ、業務第二グループ、レセプトグループ）

- ①業務種別ごとに審査、確認の役割を明確にしたユニットを組成し、業務処理を行う。
- ②ユニットミーティングを確実に行之、各ユニットの業務量の多寡などの状況によりフォーメーションを変更し、効率的かつ柔軟な業務処理体制の定着化を図る。

（3）OJTによる職員の人材育成（業務第一グループ、業務第二グループ、レセプトグループ）

- ①職員の知識レベルや処理速度に基づく育成計画を定め、早期に業務習得できるようOJTによる人材育成（多能化）を実施する。
- ②定期的にユニット組成の見直しを行い、職員の更なるスキル向上を図る。

3. 現金給付の適正化の推進

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）傷病手当金・出産手当金等の適正給付の推進（業務第一グループ）

- ①審査事務手順書に基づき、現金給付疑義事案の対応方針（立入調査等）を決定する保険給付適正化プロジェクト会議を開催する。
- ②本部提供データ（被保険者資格の取得直後の申請等）を踏まえた確実な調査を実施する。

（2）傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施（業務第一グループ）

- ①「傷病手当金と年金の併給調整に係る事務手順書」に基づく確実な事務処理を行う。
- ②支給決定更正該当者情報（傷病手当金の支給決定後に障害年金等を受給した者に関する情報）に基づく調査及び併給調整を実施する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

4. 効果的なレセプト点検の推進

【KPI】

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする（平成30年度実績：0.524%）

（1）査定効果額向上につながる内容点検の実施（レセプトグループ）

- ①システムチェックによる点検（自動点検・テンプレート）の網羅性のさらなる向上を図る。
- ②「支払基金高度化計画（AI等を活用したシステムチェックの強化）」を見据え、システムではチェックできない点検スキルの醸成を図る。
- ③審査に差異が生じている事例について、引き続き、定期的な支払基金との協議の場を設け、審査差異の解消を図る。
- ④点検員個々の目標を設定し、達成に向けた進捗管理を徹底する。

（2）資格・外傷点検の効果的かつ確実な実施（レセプトグループ）

- ①システムを最大限に活用した迅速・確実な点検を実施する。
- ②システムではチェックできない外傷性レセプトについても、目視による点検を強化し、請求の適正化を図る。

（3）効率的な点検のための社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有（レセプトグループ）

- ①支払基金・協会のシステムチェック観点を突合し、支払基金に設定されていない観点を提供することで、支払基金の一次審査の効率化を図る。
- ②支払基金では点検できない観点を把握し、協会の点検を効率的に実施する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

5. 柔道整復施術療養費の適正化の推進

【数値目標（KPI）】

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする（平成30年度実績：0.74%）

（1）柔道整復施術療養費の照会業務の強化（業務第一グループ）

- ① 施術箇所が3部位以上かつ施術日数が月15日以上 of 申請、柔道整復施術審査委員会において疑義が生じた事案や部位ころがしが疑われる申請に対する患者照会の件数を前年度以上実施する。また、必要に応じて患者へ聞き取り調査を行う。
- ② 柔道整復施術審査委員会や指導権限を持つ北海道厚生局に対し、疑義案件に関する情報提供を行う。
- ③ 柔道整復施術審査委員会内に面接確認委員会を設置し、請求内容が作為的な案件について、施術管理者に対し面接確認を実施する。

（2）適正受診にかかる広報等の実施（業務第一グループ）

支部定期広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、健康保険委員向け広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙）を活用し、適正受診に関する周知を図る。

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査業務の強化（業務第一グループ）

- ① レセプトの確認及び医師照会を強化する。
- ② 指導権限を持つ北海道厚生局に対し、疑義案件に関する情報提供を行う。
- ③ 北海道厚生局へ情報提供を行った疑義案件については、逐次、対応状況を確認し適正化を図る。

（2）適正受診にかかる広報等の実施（業務第一グループ）

支部定期広報媒体（ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、健康保険委員向け広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙）を活用し、適正受診に関する周知を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

【数値目標（KPI）】

- ①日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする（平成30年度実績：93.35%）
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする（平成30年度実績：57.26%）
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする（平成30年度実績：0.058%）

（1）資格喪失後保険証の迅速・確実な回収、適正受診の促進、無資格受診高額レセプトの返戻（レセプトグループ）

- ①事業所へのヒアリング等を通じて、資格喪失時の確実な保険証添付を周知徹底するとともに、保険証未返納者の要因を分析し、早期回収に向けた具体的な対策を実行する。
- ②離職者が関係する機関（事業所・ハローワーク等）に対し、保険証の早期返却に関する周知協力を依頼する。
- ③資格喪失後受診となったレセプトについて、他保険者への資格喪失後の加入状況を調査し、医療機関への請求切替依頼を実施する。

（2）債権管理業務の効率化・回収業務の推進（レセプトグループ）

- ①定期催告や事跡管理などの、債権管理業務等の一層の簡素化・効率化を進め、債権回収体制の強化を図る。
- ②高額債権や多くの債権を有する債務者に対して、個別の対策による催告等を進めるとともに、返納に理解を示さない場合は速やかに法的措置を実施する。
- ③回収率向上に向けて関係グループと連携し、催告・督促を強化する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

8. 限度額適用認定証の利用促進

【数値目標（KPI）】

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする（平成30年度実績：82.8%）

（1）限度額適用認定証の利用拡大に向けた取組の推進（業務第二グループ）

【限度額適用認定証の利用率向上】

- ①医療機関等へ訪問し、限度額適用認定証郵送セットの設置及び患者への利用案内を依頼する。
- ②限度額適用認定証郵送セット未設置または追加依頼のない医療機関に対し、文書や訪問により利用依頼を行う。
- ③健康保険委員に対し、限度額適用認定証郵送セットの周知を図る。

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

【数値目標（KPI）】

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする（平成30年度実績：88.0%）

（1）被扶養者資格再確認業務の確実な実施（業務第二グループ）

- ①支部定期各種広報媒体を活用し、期限内の提出について周知徹底を図る。
- ②未提出事業所に対し、文書勧奨及び電話督励を実施する。
- ③被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ④未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

10. オンライン資格確認の円滑な実施

【数値目標（KPI）】

現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配付した医療機関における利用率を65.0%以上とする（平成30年度実績：53.8%）

（1）マイナンバーカードの健康保険証機能付与・利用促進にかかる周知・広報（企画総務グループ）

定期広報媒体を活用した広報活動を確実に実施するとともに、健康保険委員研修会や各セミナー等において、利用促進にかかる周知広報を図る。

（2）協会けんぽ独自のオンライン資格確認の更なる利用促進（レセプトグループ）

オンライン資格確認システムの利用率の低い医療機関に対し勧奨を行う。

11. 的確な財政運営

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）加入者及び事業主に対する協会の保険財政等に関する情報発信（企画総務グループ）

- ①支部定期広報媒体を活用した広報を実施する。
- ②健康保険委員研修会、経済団体が開催する会議等の場において周知を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

II 戦略的保険者機能関係

1. ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）事業主の意見等を踏まえた事業所カルテ（事業所ごとの健康課題の「見える化」ツール）の更なる改善（企画総務グループ）

事業所カルテについて、重症疾病の発症確率等を「見える化」したものに改良する等、更なる改善を図る。

2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

【数値目標KPI】

特定健診受診率を54.0%以上とする（平成30年度実績：47.1%）

《内訳》

- ①生活習慣病予防健診受診率を52.3%以上（受診見込者数：395,000人）とする
- ②事業所健診データ取得率を9.9%以上（取得見込者数：75,000人）とする
- ③被扶養者の特定健診受診率を27.7%以上（受診見込者数：65,000人）とする

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（1）生活習慣病予防健診の受診率向上に向けた取組の推進（受診勧奨の連携強化、協会主催の集団健診の実施等）（企画総務グループ、保健グループ）

- ①ナッジ理論を活用して作成した支部独自パンフレットを利用した年次一斉勧奨を実施する。
- ②事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨を行う健診機関に対するインセンティブを実施する。
- ③新規適用事業所に対する文書勧奨及び電話勧奨を随時実施する。
- ④任意継続被保険者に対する文書勧奨を随時実施する。
- ⑤健診実施機関の少ない地域等において、支部主催の集団健診を実施する。
- ⑥定期広報媒体を活用し、健診実施機関が実施する集団健診や情報提供サービス（インターネットを活用した生活習慣病予防健診対象者データの取得）の周知を図る。
- ⑦支部独自作成の生活習慣病予防健診パンフレット（集団健診や情報提供サービス等の案内）を対象事業所や市町村等へ送付する。

（2）事業者健診結果データの取得率向上に向けた取組の推進（事業所訪問及び行政等との連携による取得の強化、外部委託勧奨の実施等）（保健グループ）

- ①健診データを早期に提供した健診機関に対するインセンティブを実施する。
- ②本部提供の「健診・保健指導カルテ」等を有効活用した勧奨対象事業所の選定を実施する。
- ③未提供者が多い事業所に対し、訪問による提供依頼を実施する。
- ④外部委託を活用した事業者健診データの提供勧奨を実施する。
- ⑤4者（北海道・北海道労働局・北海道厚生局・協会けんぽ北海道支部）連名文書による提供依頼を実施する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（3）特定健診（被扶養者）の受診率向上に向けた取組の推進（協会主催の集団健診の実施、未受診者への再勧奨の強化等）（企画総務グループ、保健グループ）

- ①ナッジ理論を活用して作成した支部独自パンフレット及び全道版実施機関一覧を利用した年次一斉勧奨を実施する。
- ②新規加入の被扶養者に対する受診勧奨を随時実施する。
- ③北海道内全域を対象とした支部主催の無料集団健診を実施するほか、全会場で当日分割型特定保健指導を実施する。
- ④無料集団健診の経年利用者に対し、電話による受診勧奨を実施する。
- ⑤未受診者に対し、ナッジ理論を活用した再勧奨パンフレットを利用した受診勧奨を実施する。
- ⑥定期広報媒体を活用し、健診実施機関が実施する集団健診等の周知を図る。
- ⑦支部独自作成の特定健診パンフレット（がん検診付特定健診[特定健診プラス]等の案内）を対象者や市町村等へ送付する。
- ⑧市町村と連携し、がん検診・集団健診等の周知を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

ii) 特定保健指導の実施率の向上

【数値目標（KPI）】

特定保健指導の実施率を15.1%以上とする（平成30年度実績：9.8%）

（1）特定保健指導の実施率向上に向けた取組の推進（専門事業者の活用を含む特定保健指導の実施拡大及び健診実施機関における健診受診日当日の特定保健指導（初回分割等）の実施等）の実施数の拡大等（保健グループ）

【被保険者】≪保健指導対象者数（見込み）：94,470人≫

- ①受入増加に向けて、影響の大きいと見込まれる事業所に対して重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を実施する。
- ②健診実施機関における特定保健指導実施のフォローアップのため定期的なヒアリング及び合同研修会を実施する。
- ③外部委託により、案内から指導まで事業者の専門性を活用した特定保健指導を実施する。
- ④協会保健師による特定保健指導の実施件数増加を図るため、継続支援の外部委託を導入する。
- ⑤市町村と合同で特定保健指導・栄養相談を実施する。

（協会保健師と外部委託の内訳）

協会保健師：実施率6.5%、実施見込み6,100人

外部委託：実施率8.5%、実施見込み8,050人

【被扶養者】≪保健指導対象者数（見込み）：5,525人、実施率：18.0%、実施見込み：995人≫

無料集団健診実施日当日の特定保健指導（初回分割）を実施する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

iii) 重症化予防対策の推進

【数値目標（KPI）】

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする（平成30年度実績：8.8%）

（1）医療機関を受診していない治療放置者に対する受診勧奨の実施（保健グループ）

健診結果（血圧値または血糖値）で要治療と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者（重症化予防プログラムの基準に該当する者を除く全員）に対し、文書・電話による受診勧奨を実施する。

（2）糖尿病腎症に係る重症化予防事業の強化（保健グループ）

北海道が策定した「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に準じて、受診勧奨基準の該当者（未受診者）に対し、受診勧奨及び重症化予防プログラムを実施する。

iv) コラボヘルスの推進

【数値目標（KPI）】

健康事業所宣言の宣言事業所を2,000社以上とする（平成31年3月末1,111社、令和2年2月末1,600社）

（1）事業所カルテ等を活用した健康経営の推進（全グループ）

- ① 支部職員が事業所を訪問し、健康事業所宣言の実施を要請する。
- ② 被保険者数が一定規模以上の事業所に対し、事業所カルテを活用した文書勧奨を実施するほか、電話による後追い勧奨も実施する。
- ③ 事業者健診データが未提供となっている事業所に対し、行政及び経済団体と連名による要請文を送付するほか、電話による後追い勧奨も実施する。
- ④ 健康保険委員研修会、社会保険協会主催の研修会等において、健康事業所宣言の実施を要請する。
- ⑤ 定期広報媒体を活用し、健康事業所宣言の実施を要請する。
- ⑥ 宣言事業所の宣言前との健康度の比較に関する分析を実施し、その成果を活用した宣言勧奨を行うほか、行政・関係団体に情報提供を行う。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（2）健康宣言事業所のフォローアップ（事業所の取組に関する課題解消に向けた支援等）の推進（企画総務グループ）

- ①健康事業所宣言から1年経過した事業所に対し、健康づくりに関する取組状況や課題に関するアンケート調査を実施し、抽出された課題に対する支援策について検討する。
- ②事業所の健康づくりに関する好事例をまとめた好事例集を作成する。
- ③どさんこヘルスサポートサービスに対する協賛企業の拡大及び特典サービスの拡充を図る。
- ④協会けんぽ主催の健康経営セミナーを開催する。

（3）経済団体、行政等との連携の強化（企画総務グループ）

- ①北海道商工会議所連合会と連携し、同連合会の会員企業に対し健康事業所宣言の普及促進を図る。
- ②経済団体、行政、金融機関、連携協定を締結している民間企業、マスメディア等が主催するセミナーに参画し、健康事業所宣言の普及促進に向けた協会けんぽの取組について理解と協力を求める。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

v) 北海道支部独自の保健事業

【数値目標（KPI）】

北海道支部被保険者の喫煙率を39.64%以下とする

《北海道支部第2期データヘルス計画の上位・中位・下位目標》

【上位目標】（10年以上経過後に達する目標）

喫煙習慣が発症原因となり得る疾患（悪性新生物・循環器疾患等）の発症を予防するため、平成27年度実績で全国平均より8.02%ポイント高い北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、平成39年度までに36.44%（※3）以下（全国平均との乖離幅を半減）とする（平成29年度実績：41.14%（北海道）、33.57%（全国平均））

※3) 36.44%は、平成27年度までの実績により計算した現時点の目標値であり、今後の喫煙率の推移等を踏まえた変更があり得る

【中位目標】（6年後に達する目標）

上位目標を達成するため、北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、平成35年度までに38.41%（※4）以下とする

※4) 上位目標の達成に向けた中間目標数値（平成27年度までの実績により計算）であり、毎年度のPDCAにより数値の変動があり得る

【下位目標】（上位・中位目標を達成するための目標）

- ①事業主が分煙・禁煙について理解を示し、社内の喫煙対策を実施することにより、喫煙者を減らす
- ②加入者が分煙・禁煙について理解を示し、自ら禁煙する者を増やす
- ③加入者・事業主に分煙・禁煙の働きかけを行う健診実施機関を増やす
- ④PDCAと更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（1）被保険者の喫煙率の減少に向けたポピュレーションアプローチの継続とハイリスクアプローチの強化（企画総務グループ、保健グループ）

- ①出前健康づくり講座及び講座と同時実施する特定保健指導実施時に、分煙・禁煙の理解を求める。
- ②集団健診会場で禁煙啓発パンフレットを配付し、分煙・禁煙に対する理解を求める。
- ③禁煙を直接的に支援する新たなツールを検討する。
- ④健康保険委員研修会で有識者による分煙・禁煙に関する講演を実施する。
- ⑤支部ホームページに掲載しているタバコの有害性等に関する記事について、内容の更なる充実を図る。
- ⑥喫煙習慣のある被保険者に対し、健診結果やナッジ理論を活用した「タバコの有害性と具体的な禁煙方法等」に関する個別通知を送付する。
- ⑦健診実施機関と連携し、喫煙習慣のある被保険者の健診受診の際に、医師による簡易禁煙指導（タバコの有害性と、具体的な禁煙方法に関する説明等）を行う。

（2）その他保健事業（保健グループ）

自治体や関係団体が主催する健康関連イベントへの出展・参画を行う。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

【KPI】

- ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする（令和元年度実績：46.6%）
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40.5%以上とする（令和元年12月末現在：37.80%）
- ③ 健康保険委員の委嘱者数を7,500人以上とする（平成31年3月末現在：5,859人、令和2年2月末現在：6,802人）

（1）健康保険制度・事業等の周知に関する取組の強化（企画総務グループ）

- ① 健康増進月間を設定し、加入者の健康づくり推進に関するセミナーを開催するほか、関係団体が実施する健康増進関連イベントへの参画を行う。
- ② 支部定期広報媒体等を活用し、メールマガジンの登録勧奨を行う。
- ③ 加入者及び事業主からの各種申請書送付依頼の機会を捉え、各種事業に関する周知（各種申請書に広報チラシを同封）を行う。

（2）行政・医療関係団体等との連携・発信強化（全グループ）

- ① 健康づくりの推進等に係る包括的連携協定を締結している自治体等と連携を図る。（包括連携協定の効果的な運用を図るための連携事業の深耕等）
- ② 上記①以外の自治体等との健康づくりの推進に関する連携を図る。（がん検診の周知、特定健診の実施率向上、健康づくりに向けた事業連携等）
- ③ 健康事業所宣言の普及促進に向けた相互協力に関する覚書・連携協定締結済みの民間企業等と連携を図る。（覚書の効果的な運用を図るための連携事業の深耕等）

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（3）広報の確実な実施と、広報活動における加入者理解度調査結果を踏まえた広報内容等の見直し（企画総務グループ）

- ①定期広報媒体を活用した広報活動を確実に実施するとともに、加入者の医療保険制度等の認知に関する調査結果を踏まえた対応を図る。（理解度の向上を図るべき優先度の高い分野の重点広報の実施等）
- ②WEB広告の活用拡大を図るほか、他の効果的な広報手段の情報収集及び分析を実施し、効果的な広報を展開する。
- ③Twitterを活用した広報を行い、健康保険事業全般の理解度の底上げを図る。

（4）「上手な医療のかかり方」（緊急性の無い時間外受診等の抑制、かかりつけ医・かかりつけ薬局の利用促進等）に関する情報発信の強化（企画総務グループ）

- ①令和元年度に実施した「夜間・休日等に医療機関等を受診した加入者に対する、時間内に受診した場合と比較した具体的な自己負担軽減額に関する個別通知」について、レセプトデータを活用した定量的な効果測定を行う。
- ②WEB広告を活用し、かかりつけ医及びかかりつけ薬局制度や適正受診等に関する周知広報を実施する。
- ③お薬手帳不携帯の加入者に対し、お薬手帳のメリット（自己負担額の軽減、健康度の向上（重複投薬や残薬の防止）等）に関する個別通知を送付する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（5）健康保険委員の活動強化（企画総務グループ）

- ①社会保険委員会研修・年金委員研修と合同で健康保険委員研修会を開催する。
- ②協会けんぽ主催の健康保険委員研修会を開催する。
- ③新任事務担当者に対し、健康保険給付の制度及び手続等、基本的な内容に関する実務講習会を開催する。
- ④健康保険委員全員に対しアンケートを実施し、サービス向上や支部事業運営に反映させる。
- ⑤健康保険事業の推進・発展のために尽力された健康保険委員に対して、年金事務所と合同で表彰を実施する。
- ⑥広報紙「協会けんぽほっかいどう」を定期発行する。
- ⑦冊子「健康保険相談の手引き（令和2年度版）」を作成し、健康保険委員に配付する。

（6）健康保険委員のカバー率及び委嘱者数の拡大に向けた取組の強化（企画総務グループ）

- ①新規適用事業所に対する委嘱勧奨を実施する。
- ②健康保険委員未委嘱事業所に対し、文書・電話・訪問による委嘱勧奨を実施する（健康事業所宣言の宣言勧奨と同時実施）
- ③上記②（健康事業所宣言の宣言勧奨と同時実施）のほか、一定規模以上の被保険者が在籍する事業所への訪問勧奨を実施し、カバー率の底上げを図る。
- ④上記②（健康事業所宣言の宣言勧奨と同時実施）のほか、一定規模以上の被保険者数が在籍する事業所に対し、文書による委嘱勧奨を実施する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

4. ジェネリック医薬品の使用促進

【KPI】

令和2年9月までに、ジェネリック医薬品使用割合（DPC、医科入院、医科外来、歯科、調剤の全レセプト・数量ベース）を81.6%以上とする（平成31年3月現在：78.1%、10月現在：79.6%）

（1）ジェネリックカルテ等のエビデンスに基づく医療提供側（医療機関・調剤薬局）に対する働きかけの強化（企画総務グループ）

- ①医療機関、薬局ごとのジェネリック医薬品の使用割合を「見える化」したジェネリックカルテを送付する。
- ②ジェネリックカルテを送付した医療機関、薬局に対しジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けたアンケートを実施する。
- ③調剤レセプト情報から調剤数量の多いジェネリック医薬品をリスト化し、ホームページに掲載する。
- ④薬剤費規模が大きく使用割合の向上に特に寄与する医療機関及び薬局に対し、職員による訪問勧奨を実施する。

（2）北海道薬剤師会等との協力連携の強化（企画総務グループ）

- ①後発医薬品調剤体制加算届出薬局に対し、ジェネリック医薬品推奨ステッカーを送付する。
- ②ジェネリック医薬品の調剤割合が一定以上（新たな政府目標等を踏まえ別途設定）の薬局に対し、認定証を送付する。
- ③ジェネリック医薬品をはじめとした薬に関する様々な生活情報を共同発信する。
- ④北海道薬剤師会や地区薬剤師会が主催するイベントに参画し、協会けんぽのジェネリック医薬品使用促進に関する取組状況等を発信する。
- ⑤北海道薬剤師会が定期発行する会報へジェネリック軽減額通知に関する広報の掲載を依頼する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

（3）加入者及び事業主への働きかけの強化（企画総務グループ）

- ①ジェネリック医薬品をはじめとした薬に関する様々な生活情報についての広報を実施する。
- ②令和元年度に実施したジェネリック医薬品軽減額通知事業の結果について、支部ホームページ等の各種広報媒体を活用し周知を図る。
- ③ジェネリック医薬品軽減額通知の送付前に、支部ホームページ等の各種広報媒体を活用し事前周知を図る。
- ④ジェネリック医薬品の処方に関する積極的な後発医薬品調剤体制加算届出薬局等の情報について、支部ホームページに掲載するほか、各種広報媒体やセミナー等の機会を活用し周知を図る。
- ⑤ジェネリック医薬品希望シール、ジェネリック医薬品の安全性等について解説したパンフレットについて、各種イベントや後発医薬品調剤体制加算届出薬局を通じた配付を行う。

（4）行政をはじめとした関係団体に対する意見発信の強化（企画総務グループ）

- ①ジェネリックカルテ等のエビデンスに基づく意見発信を行う。
- ②医療機関、薬局に対してジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けたアンケート調査を実施し、その結果を行政・関係団体等へ発信する。

（5）他の保険者等との協力連携の強化（企画総務グループ）

他支部の好事例を参考に効果的な取組の検討を図るほか、他の保険者等との意見交換を通じ、連携事業の成案を得る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

5. インセンティブ制度の着実な実施

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）加入者・事業主に対する制度及び令和元年度の評価指標の達成状況・実施結果の検証等に関する周知広報の徹底（企画総務グループ）

- ①支部定期広報媒体、経済団体が発行する広報紙、WEB広告を活用し、インセンティブ制度の周知を引き続き図るほか、インセンティブ制度の評価項目であり、かつ加入者の健康度を高める特定健診、特定保健指導等の実施について理解を求める。
- ②健康保険委員研修会及び経済団体が開催する会議等の場において制度の周知を引き続き図るほか、インセンティブ制度の評価項目であり、かつ加入者の健康度を高める特定健診、特定保健指導の確実な実施について要請する。
- ③新聞広告を活用し、事業主及び加入者の健康づくりに向けた取組によって、保険料率の低減が受けられることを周知広報する。また、新聞広告に関する効果測定（モニター調査）を実施し、定量的な事業評価を行う。

（2）評価指標の達成状況等に関する定期的なPDCAの実施（企画総務グループ、保健グループ）

評価指標の実績値について、毎月開催する支部定例会議等のほか、支部評議会に報告する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

6. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

【数値目標（KPI）】

- ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への参加率を90.0%以上（19/21圏域）とする（令和2年2月末現在：28.6%（6/21圏域））
- ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した意見発信を実施する

（1）行政をはじめとした関係団体に対するエビデンスに基づいた意見発信（企画総務グループ）

- ①「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した意見発信を実施する。
- ②健診データを活用した健診実施率等に関するレポートを作成し、行政をはじめとした関係団体に発信する。
- ③他の被用者保険者（北海道健康保険組合連合会等）との連携・協力体制の強化を図る。

（2）北海道保険者協議会との連携強化（企画総務グループ）

- ①北海道保険者協議会と連携し、北海道医療審議会をはじめとした各種審議会等で効果的な意見発信を行う。
- ②地域医療構想に関する被用者保険の意見について、北海道保険者協議会の場で発信する等、北海道内の全ての地域医療構想調整会議に参画している国民健康保険代表への働きかけを強化する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

7. 調査研究の推進 【数値目標（KPI）】 設定なし

（1）調査研究の推進に向けた各種施策の実施（企画総務グループ）

- ①支部独自の研究結果について、調査研究報告書に寄稿するほか、調査研究フォーラムの場を活用し広く内外に発信する。
- ②本部が実施する統計分析研修等の受講者を講師とした伝達研修を実施する。

（2）北海道医療大学との共同研究の継続と研究結果を踏まえた事業展開の推進（企画総務グループ）

- ①健診・レセプトデータを活用し、歯周疾患と生活習慣病等の関連性に関する共同研究を継続する。
- ②噛み合わせに自覚症状があり、かつ糖尿病治療中の者に対し、早期の歯科治療のメリット等を記載した個別通知を送付する。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

Ⅲ 組織・運営体制関係

1. 人事評価制度の適正な運用

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）評価者研修等を通じた人事評価制度の理解促進（全グループ）

- ①本部が実施する評価者研修受講者による支部内での伝達研修を実施する。
- ②支部幹部職員を講師とした支部独自研修を実施する。

2. OJTを中心とした人材育成

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）本部が開催する階層別研修の受講と支部独自研修の実施（企画総務グループ、業務第二グループ）

- ①加入者サービスに繋がる支部独自研修を実施する。
- ②職員の訴求力・営業力・発信力・マネジメント力の向上に繋がる支部独自研修を引き続き実施するほか、より効果的な研修に関する情報収集を行い都度改善を図る。
- ③業務別研修の実施による知識の向上と情報の共有を図る。

（2）OJT等を通じた管理者マネジメント力、職員の企画力・意見発信力等の更なる向上（全グループ）

- ①新規採用職員を対象としたOJT研修及びフォローアップ研修を実施する。
- ②第4期保険者機能強化アクションプランに掲げた3つの目標（「Ⅰ医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ医療費等の適正化」）の達成に向けて、OJTと支部独自研修を効果的に組み合わせることにより、職員一人一人の優れた発想の企画化を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

3. 支部業績評価の本格実施に向けた検討

【数値目標（KPI）】

設定なし

（1）評価指標の達成状況に関する定期的なPDCAの実施（全グループ）

- ①支部定例会議に報告する。
- ②評価結果について支部職員に周知を図り、目標達成意識の醸成を図る。

4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

【数値目標（KPI）】

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20.0%以下とする（令和2年2月末実績：26.1%）

（1）一般事務経費及び運営経費等の管理・検証を通じた経費削減の推進（企画総務グループ）

- ①各種管理表を用いて予算執行・在庫状況を的確に管理し、経費削減を図る。
- ②執行状況や経費関連資料等を適宜職員へ周知することにより、職員のコスト意識醸成を図る。

（2）業務の標準化・効率化・簡素化の徹底と生産性の向上による経費削減の推進（企画総務グループ）

業務の標準化・効率化・簡素化の徹底と生産性の向上により、超過勤務更には消費電力の削減を図る。

（3）調達における競争性の向上に向けた取組の推進（企画総務グループ）

- ①一者応札となった一般競争入札案件について、競争に参加しなかった理由等に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえた調達仕様書の見直しを行う。
- ②インターネット等で調達案件の履行が可能と考えられる事業者を調査し個別に働きかけを行う等、一般競争入札参加者の最大化を図る。

具 体 的 施 策 （令和2年度）

5. 組織の適切な運営 【数値目標（KPI）】 設定なし

（1）業務実施状況の確認に係る自主点検の実施（企画総務グループ）

- ①上期及び下期の年2回、管理者による自主点検を実施し、事故防止等を図る。
- ②自主点検項目について、過去の自主点検結果等を踏まえ、点検項目の見直しを随時実施する。

（2）各種委員会（コンプライアンス・リスク管理等）の定期的な開催によるリスク管理等の強化（企画総務グループ）

衛生管理委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報保護管理委員会を定期的に開催し、支部内におけるグループ間連携の強化を行うとともに、事故等に対する予防措置及び改善措置を講ずる。

（3）大規模自然災害発生時に備えた定期的な訓練の実施（企画総務グループ）

- ①大規模自然災害発生後における職員の安否状況と出勤可否を迅速に把握するため、安否状況等の報告訓練を定期的実施する。
- ②支部が入居するオフィスの管理者と連携し、大規模自然災害発生後の初動対応に関する訓練を実施する。